

## 農産物の集出荷を取りまとめ、市内直売所で販売を行う皆様を支援します

### ■妙高市環境配慮型集荷支援事業（市単独事業） ～ 農産物の集出荷する団体を支援 ～



#### (1) 補助対象者

- ・妙高市内に住所を有する3戸以上の農家で組織された団体（農事組合法人以外の農地所有適格法人を除く。）
- ・農家以外のものがある団体にあつては、構成員の半数以上が農家であること
- ・妙高市内に事務所を置く特定非営利活動法人
- ・町内会・大字等で組織する団体
- ・農業振興を目的とした活動を実施する団体で、市長が認めた団体

#### (2) 補助要件

- ・集荷した農産物は、市内直売所へ出荷すること
- ・出荷にあたっては各直売所へ登録し、直売所の利用規約を遵守すること
- ・5戸以上の集出荷を行うこと
- ・集荷は月の半分以上行うこと（土・日・祝日を含むものとし、年度内で通算6カ月以上出荷を行うこと）

#### (3) 補助対象経費

- ・集荷作業に使用する車両借上料及び燃料費
- ・集荷作業及び事務作業に関する人件費
- ・集出荷に必要な備品等（集荷作業に使用する車両は除く）



#### (4) 補助金額

- ・補助対象経費×2/3（1,000円未満切り捨て）
- ・上限額は60万円
- ※2年目、3年目は補助対象経費×1/2（1,000円未満切り捨て）



お問い合わせ・ご相談は  
農林課 農業振興係（☎74-0027）までお電話ください。